

## 豊川市観光ガイドマップ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、豊川市が発行する「豊川市観光ガイドマップ」（以下「ガイドマップ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ガイドマップに掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載部数)

第4条 広告を掲載するガイドマップの部数は、市長が別に定める。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、市長が別に定める。

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を豊川市が管理するWEBページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 ガイドマップへの広告掲載を希望する者は、豊川市観光ガイドマップ 広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、豊川市広告掲載基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体で、市内製品の販売促進、観光の振興、地域経済の活性化に資すると判断できるもの

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者で、市内製品の販売促進、観光の振興、地域経済の活性化に資すると判断できるもの

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊川市観光ガイドマップ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、産業環境部長が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊川市観光ガイドマップ広告申込内容変更届（様式第3号）により、掲載を希望するガイドマップの発行日の20日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、豊川市観光ガイドマップ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、ガイドマップへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市観光ガ

イドマップ広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第14条 広告主は、その責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合によりガイドマップへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市観光ガイドマップ広告掲載取下届（様式第5号）により広告掲載の取下げを希望するガイドマップの発行日の20日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載又は配布ができなくなったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載し、又は配布することができなかったガイドマップの部数に相当する額とする。

- 3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

- 4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市観光ガイドマップ広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、ガイドマップへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年 5月11日から施行する。

この要領は、平成21年 4月15日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。